

砺波市道水路等維持修繕事業原材料費交付事業について (平成22年度新規事業)

【趣旨】

市民と行政が協働し、公共施設の維持修繕とともに地域環境の整備を行い、地域への愛着を深め活力あるまちづくりを推進するため、地域住民において市が管理する道水路等の維持修繕を実施する場合に、原材料費を交付します。

【制度の概要】

市内に住所を有する者で組織する市長が認める団体が、市道及び市が管理する道路、水路等を住民自らが労力を提供し直接維持修繕等を行う場合に、必要な生コンクリート、砂利、コンクリート二次製品等の原材料費購入額、および事業の実施に必要な建設機械等の借上げ及び損害保険に要する費用の額を交付します。ただし、建設機械等の借上げ及び損害保険に要する費用の合計額は、原材料費の購入額の2分の1の額を上限とします。

- ※ 実施団体は、自治振興会、町内会、ボランティア団体等を対象とし、業者への委託施工は対象外とします。
- また、植栽管理等に関する事業は対象外とします。

【交付額】

1 実施団体につき1年に1回とし、30万円を限度に予算の範囲内で交付します。

また、1実施団体（類似団体含む）につき、平成22年度の制度開始から通算し5回を限度とします。

【申請手続き】

交付を受けようとするものは、砺波市補助金等交付規則に基づき申請を行い、市は事業内容について現地を調査し、必要性、重要性、緊急度等を審査し交付を決定します。

【実績報告】

実施団体は事業完了後、速やかに実績報告書（施工写真、原材料使用明細等を添付）を提出し、交付金を請求するものとします。

【問合せ先】

制度の詳細及び申請手続きに関する問い合わせは、砺波市土木課道水路管理係（33-1111 内線 231～233）までお願いします。